別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助事業名 | 阪神疏水プロジェクト事業 |  |
| 補助事業の目的 | 現在の阪神地域繁栄の礎となっている疏水を将来にわたって適切に維持管理するとともに、地域の貴重な資源として、疏水の重要性を住民に周知し、地域全体で守り活用していく取組みを支援する。 |
| 補助事業の対象となる者 | 水路を維持管理する団体であり、団体規約等を有し、事業責任者、会計責任者等を明確にしている実行組織 |
| 補助事業の対象となる経費 | 水路の保全に必要な経費であって、次に掲げるものの経費のうち阪神農林振興事務所が必要かつ適当と認めるもの。1. 水路の保全計画作成に係る経費
2. 看板製作・設置に係る経費
3. 疏水を活用した地域づくりや学習体験等に係る経費
 |
| 補助率 | １／２以内 |
| 補助金の額 | 予算の範囲内の額（ただし、千円未満の端数は切り捨てる。） |
| 適用除外する条項 | 　－ |
| その他の事項 | 　－ |

別　　に　　定　　め　　る　　事　　項

|  |  |
| --- | --- |
| 関 係 条 項 | 内　　　　容 |
| 第３条 | （添付書類）１　阪神疏水プロジェクト事業実施計画書（別紙様式）２　実施設計書 |
| （指定期日）　別途通知する。 |
| 第７条第１項 | （軽微な経費配分の変更）　配分された経費相互間における少ない方の額の３０％以内の変更。 |
| （軽微な事業内容の変更）　施工箇所又は設置場所の変更以外の変更 |
| （添付書類）　第３条に準ずる。 |
| （指定期日）　別途通知する。 |
| 第９条第１項 | （報告事項）　別途通知する。 |
| 第１１条 | （添付書類）１　阪神疏水プロジェクト事業実績報告書（別紙様式） |
| （指定期日）　補助事業完了後３０日以内又は令和５年３月３１日のいずれか早い日。 |
| 第１９条第１項 | （処分制限期間）「減価償却資産の耐用年数に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内 |

（別紙様式）

阪神疏水プロジェクト事業　実施計画書（実績報告書）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 市　町　名 | 事業実施主 体 名 | 事業内容、事業量 | 事 業 費 | 負　　担　　区　　分 | 事業完了(予定)年月日 | 備考 |
| 県　　費 | 市 町 費 | そ の 他 |
|  |  |  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |